

生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）

令和5年6月30日
神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会

生活交通確保維持改善計画の名称			
令和6年度 神奈川県生活交通確保維持改善計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>事業者が単独で維持することが困難な地域間幹線系統のうち、国庫補助金の活用により、以下の7系統を確保維持することを目的とする。</p> <p>この事業の対象とする系統は、いずれも沿線地域の住民の通勤・通学、通院等に利用され、不可欠となっているため、確保維持する必要がある。</p> <p>神奈川県の策定する「かながわ交通計画」では、既存の交通網を生かした公共交通の充実と、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できる環境づくりを推進することとしており、これら地域間幹線系統を確保維持することは、本計画の目指す地域交通のあり方とも整合している。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
(1) 事業の目標			
各系統の年間輸送人員及び収支率について、以下のとおり目標を設定する。			
事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
神奈川中央交通 株式会社	橋本小沢・田名バスターミナル線 (橋本駅南口～小沢・田名バスターミナル)	45,000人	28.71%
	鳥居原ふれあいの館橋本線 (鳥居原ふれあいの館～橋本駅)	111,000人	46.68%
	三ヶ木橋本線 (三ヶ木～橋本駅)	127,000人	35.74%
富士急湘南バス 株式会社	新松田西丹沢線 (新松田駅～西丹沢ビジターセンター)	55,000人	80.48%
	新松田小田原線【第一生命・西大友経由】 (新松田駅～第一生命・西大友～小田原駅)	69,000人	92.84%
	新松田小田原線【下曽我経由】 (新松田駅～下曽我～小田原駅)	47,000人	72.05%
神奈川中央交通株式 会社・相鉄バス株式 会社	海老名駅寒川駅線 (海老名駅～東今里・十二天～寒川駅)	63,000人	31.58%

(2) 事業の効果

地域間幹線バスシステムを維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。

また、定量的な事業目標を導入することにより、①運行費用を抑制し、標準的な費用へ誘導すること、②効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施（事業者）
- ・地域の広報誌に補助金を使って運行していること、利用促進に向けた協力依頼を掲載（相模原市、大井町）
- ・地域住民によるバス等必要な生活交通の協議会を実施（相模原市）
- ・広域バスマップの作成（小田原市・大井町・松田町、山北町他）
- ・バスの乗り方教室の実施（事業者・小田原市）
- ・バスと町営施設との割引乗車券の販売（事業者、山北町）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（事業者）
- ・町内を運行するバス時刻表を町の広報誌に掲載し、利用促進を図る（大井町）
- ・バス運行のチラシを作成しイベントにおいて配布し、またバス停付近の店舗に配布を依頼している。（事業者、海老名市、寒川町）
- ・地球環境や利用者しやすいEVバス導入による利用促進（事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

運行システムの概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

神奈川中央交通株式会社
富士急湘南バス株式会社
神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表4」を添付。

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

① 生産性向上の取組内容

これまでの取組によって、利用促進につながっている路線もあることから、引続き実施していくほか、運行の継続や改善に向けた取組を検討するため、令和5年度計画についても、関係市町村と事業者と連携し、地域に利用促進に向けた啓発等や路線のダイヤ改正、運行区間の見直し等を行っていく。

系統別についての取組内容と目標については、別紙参照。

11. 外客来訪促進計画との整合性

外客来訪促進計画は、未策定である。

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

※該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【富士急湘南バス株式会社】

- ・ 「新松田西丹沢線」、「新松田小田原線【第一生命・西大友経由】」、「新松田小田原線【下曾我経由】」の確保維持を目的とする。

当該地域間幹線系統の確保維持のため、老朽化した車両の更新を支援する必要がある。併せて、どなたでも利用しやすい環境を整えるため、使用する車両の低床化を進める必要がある。

【神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社】

- ・ 「海老名駅寒川駅線」の確保維持を目的とする。

当該地域間幹線系統確保維持のため、老朽化した車両の更新を支援する必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

【富士急湘南バス株式会社】

- ・ 老朽化した車両を更新し地域間幹線を確保維持する他、どなたでも利用しやすい環境を整え、バリアフリー化を図る。

【神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社】

- ・ 老朽化した車両を更新し、地域間幹線を確保維持する。

※ 県内バスのバリアフリー化 (R4. 3月末時点)

バス車両 5,269 両のうちノンステップバスは、3,594 両 (67.6%)

(「かながわバス・ポシエット 2023」神奈川県バス協会抜粋)

(2) 事業の効果	
<p>【富士急湘南バス株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域間幹線系統が確保維持されるほか、車両を低床化し、どなたでも利用しやすい環境をつくることにより、利用者数の維持又は増加が期待できる。 <p>【神奈川中央交通株式会社・相鉄バス株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新車両を取得することにより、地域間幹線系統が確保維持される。 	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付。	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
令和5年6月 神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会開催	
18. 利用者等の意見の反映状況	
令和5年6月21日から28日まで県のホームページにて本計画に関する意見募集を実施（意見提出なし）	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課長
関係市区町村	相模原市都市建設局まちづくり推進部長、小田原市都市部長、海老名市理事兼まちづくり部長、寒川町都市建設部長、大井町企画財政課長、松田町参事兼政策推進課長、山北町参事兼企画総務課長
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社、富士急湘南バス株式会社、相鉄バス株式会社
地方運輸局	関東運輸局自動車交通部旅客第一課長、関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 横浜市中区日本大通 1

(所属) 神奈川県県土整備局都市部交通企画課

(氏名) 中川 航

(電話) 045-210-6182

(e-mail) kotsu-kikaku@pref.kanagawa.lg.jp